

シンガポール知的財産庁の 特許審査体制



DANIEL
COLLOPY
(米国弁護士、
法学博士)

R. N.
GNANAPRAGASAM
(弁理士、I P コンサ
ルタント)

SPRUSON & FERGUSON (ASIA) PTE LTD

SPRUSON & FERGUSON (ASIA) PTE LTD は、アジア地域全域に特許および意匠などの知財サービスを 10 年以上提供している知的財産権を扱う法律事務所であり、この地域の I P ハブとして活動しており、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国、香港、オーストラリア、ニュージーランド、米国、欧州、ドイツおよびイギリスを含む法域における 200 名の弁理士、技術者、科学者および弁護士の資格者を擁している。Collopy 氏は、当事務所のプリンシパルであり、工学および情報通信チームのリーダーとして、半導体技術、通信技術などに精通している。GNANAPRAGASAM 氏は、同チームに所属しており、豊富な知見を有している。

1. シンガポール知的財産庁 (IPOS) の組織

シンガポール知的財産庁 (IPOS : Intellectual Property Office of Singapore) は、法務省傘下の政府組織であり、2001 年に創設された。シンガポール知的財産庁は、特許、意匠ならびに植物品種を担当する登録局と、商標を担当する登録局から組織されており、シンガポール知的財産庁の長官は、法務省により指名される。

シンガポール知的財産庁に現在約 300 人の職員が勤務している。このうち、特許審査官は 100 名以上である。シンガポール知的財産庁の特許審査官による、シンガポール国内での実体審査は、2013 年に開始された。

2. 特許審査官

シンガポール知的財産庁の特許審査官の中には、オーストラリア特許庁、日本国特許庁、イギリス特許庁の元審査官が含まれている。また、米国特許商標庁、日本国特許庁、欧州特許庁、イギリス特許庁といった各国特許庁で研修を受けた特許審査官も含まれている。

シンガポール知的財産庁の 90% 以上の特許審査官が、情報通信技術、バイオテクノロジー、医薬、化学、工学、半導体の分野で博士号を取得しており、約 35% の特許審査官は中国語を母国語としており、毎年 200 万件以上も公開される中国語の特許文献を直接調査することができる。

特許審査官は、技術分野によって、3つのグループに分類されている。

- ・バイオテクノロジー／生体医学グループ：特許審査官 約 25 名
- ・化学／材料グループ：特許審査官 約 35 名
- ・工学／情報通信／半導体グループ：特許審査官 約 40 名

一方、特許審査官は、職位によって、顧問特許審査官（2名）、筆頭特許審査官（7名）、上級特許審査官（7名）、特許審査官（84名）に、分類されている。

また、特許審査官は、調査基準室、審査基準室、品質管理室、PCT チーム、研修チーム、学習開発チームといった業務支援組織にも所属している。

3. 特許出願の実体審査

特許出願の実体審査は、技術分野に応じて審査部から任命された1名の審査官により実施される。担当審査官は、審査を実施し、拒絶理由が解消されるまでオフィスアクションを発行する。

出願人と審査官との間の全ての通信は、原則として、書面で行われる。

まれに、出願人が提出した応答書に誤りがある場合や、特許査定可能となるクレーム補正を出願人に推奨する場合に、審査官が Email で出願人に連絡することがある。一方、出願人側からの補正書の提出は、書面によってのみ正式に受理される。

また、拒絶理由通知書に対する応答までに十分な時間がある場合に、出願人と審査官との間で、面談が行われることがある。ただし、面談結果を反映した補正書は、書面として提出する必要がある。

4. 国際調査機関および国際予備調査機関としてのシンガポール知的財産庁

シンガポール知的財産庁は、2015年以降、国際調査機関（ISA）および国際予備審査機関（IPEA）の機能を担っている。

シンガポール知的財産庁を受理官庁とする PCT 出願（国際特許出願）だけでなく、インドネシア知的財産権総局、日本国特許庁、カンボジア特許庁、メキシコ産業財産庁、タイ商務省知的財産局、米国特許商標庁およびベトナム国家知的財産庁を受理官庁とする PCT 出願の国際調査機関、国際予備審査機関として、シンガポール知的財産庁を利用できる。

シンガポール知的財産庁はグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）および欧州特許庁（EPO）との PCT 特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）協定の加盟国であるため、シンガポール知的財産庁が発行した特許は、25 ヶ国以上で調査および審査の促進に利用することができる。

2018 年現在、シンガポール知的財産庁は、950 件の国際調査報告書（ISR）を発行している。これらの国際調査報告書（ISR）のうち 12% は、外国の特許庁を受理官庁とする PCT 出願に対して発行されたものである。

また、2018 年現在、シンガポール知的財産庁は、120 件の特許性に関する国際予備審査報告書（第 II 章）を発行している。

シンガポール知的財産庁は、国際調査報告作成対象案件の 99.3% について、国際出願日から 3 ヶ月以内に国際調査報告書（ISR）を発行している。

さらに、シンガポール知的財産庁は、出願日から 28 ヶ月以内に、すべての特許性に関する国際予備審査報告書（第 II 章）を発行している。

シンガポール知的財産庁により発行された国際調査報告書（ISR）の 94.5% は、少なくとも 1 件のカテゴリ-X または Y の先行技術が引用されている。

5. シンガポール特許出願の処理

シンガポール知的財産庁は、シンガポールで第一国出願された特許出願について、第 1 回見解書を 60 日で発行するという基準を定めている。

また、シンガポール知的財産庁は、シンガポールで第一国出願された出願について、その他全てのオフィスアクションを 6 ヶ月で発行するという基準を定めている。

6. 特許審査ハイウェイ

シンガポール知的財産庁は、中国国家知識財産権局（2013年9月1日以降）、メキシコ産業財産庁（2014年4月14日以降）および欧州特許庁（2015年1月6日）との間で、二国間特許審査ハイウェイプログラムに調印している。

また、シンガポール知的財産庁は、各国特許庁とのグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）に調印している（2018年1月6日以降）。グローバル特許審査ハイウェイには、オーストラリア知的所有権保護局、オーストリア特許庁、カナダ知的財産庁、デンマーク特許商標庁、エストニア特許庁、フィンランド国家特許登録庁、ドイツ特許商標庁、ハンガリー知的財産庁、アイスランド特許庁、ニュージーランド知的財産庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国特許庁、北欧特許庁、ノルウェー知的財産庁、ポーランド共和国特許庁、ポルトガル産業財産庁、ロシア特許庁、スペイン特許商標庁、コロンビア特許庁、スウェーデン特許登録庁、イギリス知的財産庁、ならびに米国特許商標庁が参加している。

さらに、シンガポール知的財産庁は、欧州特許庁との特許審査ハイウェイプログラム（PCT-PPH）に調印している。

これらの特許審査ハイウェイプログラムに基づき、シンガポール知的財産庁が発行する調査報告書および特許査定可能な少なくとも1つのクレームを含む審査報告書を、プログラムの加盟国における調査および審査を加速するために、加盟国と共有することができる。

例えば、米国を受理官庁として出願された PCT 出願が、国際調査機関または国際予備審査機関としてシンガポール知的財産庁を選択する場合、国際調査報告は国際出願日から3ヶ月以内に発行され、その後まもなく国際予備審査報告書（第II章）が発行される。こうしてシンガポール知的財産庁により発行された国際調査報告および国際予備審査報告書（第II章）は、PCT-PPHプログラムに基づき、米国および欧州特許庁における審査の促進に利用することができる。

また、米国で出願された PCT 出願について、シンガポールに国内移行する場合、シンガポール知的財産庁は、優先日から4年以内に審査報告書を発行することができる。このようにシンガポール知的財産庁により発行された審査報告書は、

GPPH プログラムに基づき、例えば、米国、欧州特許庁、中国などにおける審査の促進に利用することができる。

7. ASPEC プログラム

東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国の特許庁間で、調査および実体審査結果を共有することも可能である。ASPEC は、ASEAN 諸国間における地域特許業務共有プログラムであり、ASPEC プログラムの参加国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ならびにベトナムである。ASPEC の運用言語は英語である。

ASPEC プログラムを利用することにより、参加各国で特許をより迅速かつ効率的に取得することができる。例えば、シンガポール知的財産庁によって早期に作成された審査報告書を、他の ASPEC 参加国の審査で利用することができる。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)